

佐世保工業高等専門学校地域共同テクノセンター起業家工房 TETRA BASE 01 に関する取扱規則

(令和6年2月6日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則第18条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校地域共同テクノセンター起業家工房 TETRA BASE 01（以下「TETRA BASE 01」という。）に設置する機器等を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「TETRA BASE 01」とは、佐世保工業高等専門学校地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）1階南東側の面積78㎡の部屋をいう。

(管理責任者)

第3条 TETRA BASE 01に関する管理責任者は、地域共同テクノセンター長（以下「センター長」という。）とする。

(機器の管理)

第4条 TETRA BASE 01に設置する機器等（以下「機器等」という。）の管理は技術室が行うものとする。

(利用可能者)

第5条 機器等を使用可能な者は、佐世保工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営規則（以下「センター運営規則」という。）第3条各号の規定に該当する者とする。

(利用手続き)

第6条 機器等を利用する者（以下「利用者」という。）は、手続きを次のとおり行うものとする。

- 一 センター運営規則第3条第1号に該当する者は、佐世保工業高等専門学校研究設備・機器共用規則第7条に規定する手続きを行うとともに、許可された場合は、速やかに総務課総務企画係職員が、グループウェアにて設備予約を行うものとする。
- 二 センター運営規則第3条第2号に該当する者は、原則前日までにグループウェアにて設備予約を行うものとする。なお、当日急遽利用が必要となった場合は、技術室職員へ利用が可能か確認後、グループウェアにて設備予約を行うものとする。ただし、学生が利用する場合は、指導教員（指導教員がいない場合は技術室職員）へ利用日時及び利用目的を直接伝え、設備予約を依頼するものとする。
- 三 センター運営規則第3条第3号に該当する者のうち本校に所属しない者については、第1号に規定する手続きを行うものとする。なお、本校に所属する者については、第2号に規定する手続きを行うものとする。

(利用時間)

第7条 TETRA BASE 01の利用時間は、平日の8時30分から17時15分までとする。
ただし、センター長が認めたときはこの限りではない。

(使用料)

第8条 利用者は、佐世保工業高等専門学校研究設備・機器共用規則第11条に規定する
使用料等を負担しなければならない。

(指導・監督)

第9条 学生及び本校に所属しない者が利用する場合は、次のとおり指導・監督を受けな
なければならない。

- 一 学生が利用する場合は、指導教員又は担当技術室職員が利用時間中に指導・監督を
行うものとする。
- 二 本校に所属しない者が利用する場合は、担当技術室職員が利用時間中に指導・監督
を行うものとする。

(利用者の責務・弁償)

第10条 利用者は、機器等を使用するにあたり、次の事項について遵守しなければなら
ない。

- 一 機器等は、十分な注意をもって使用及び管理すること。
- 二 利用日時を必ず厳守し、部屋の鍵は当日の17時15分までに総務課総務企画係
(以下「総務企画係」という。)に直接返却すること。
- 三 部屋の鍵を複数日にわたり借用する場合は、必ず総務企画係の承諾を得ること。
- 四 借用した部屋の鍵の複製は行わないこと。複製した場合は、鍵の取替費用の実費を
利用者が負担するものとし、次回以降のTETRA BASE 01の利用を禁止する。
- 五 機器等を故意、過失により破損若しくは汚損した場合は、その弁償の責を負うもの
とする。
- 六 前号に規定する事実が発生した場合は、速やかに管理責任者に報告しなければなら
ない。
- 七 機器等は利用申請した際の使用目的に沿って使用すること。
- 八 その他善良な管理に努めること。

(鍵の管理)

第11条 TETRA BASE 01の鍵は総務企画係が管理するものとする。原則、センター事務
室にて保管し、センター事務室に職員が長時間不在となる場合は、総務企画係にて保
管するものとする。なお、安全確保のため、鍵の貸し出しは教職員のみとし、学生及
び本校に所属しない者が利用する場合は、指導教員又は担当技術室職員が帯同するも
のとする。

附 則

この規則は、令和6年2月6日から施行する。

附 則 (令和8年3月27日一部改正)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。